主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人高橋正八、同小松正富及び同横井治夫の上告趣意は、単なる法令違反、量 刑事情に関する事実誤認、量刑不当の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由に 当たらない(なお、被告人に対し懲役刑と罰金刑を併科した原判決の量刑判断は相 当である。)。

よって、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成九年七月三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大	西	勝	也
裁判官	河	合	伸	_
裁判官	福	田		博